

## 大学コンソーシアムえひめ規約

平成20年 2月28日  
制 定

(名称)

第1条 本会は、大学コンソーシアムえひめ（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、愛媛県内の大学が相互に連携・交流し、愛媛県内の高等教育全体の質的向上に資するとともに、地域社会へ貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 愛媛県内の大学の情報の提供・広報に関わる事業
- (2) 大学相互又は地域社会との交流・連携に関わる事業
- (3) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(構成大学)

第4条 コンソーシアムは、別表に掲げる大学及びセンターをもって構成する。

(会長、副会長及び監事)

第5条 コンソーシアムに、会長（1名）、副会長（1名）及び監事（2名）を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、構成大学の学長及び所長のうちから、代表者会議において選出する。ただし、前条に定める別表における同一の設置法人のうちから重複して選出することができない。
- 3 会長、副会長及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、コンソーシアムを代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 補欠による会長、副会長及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、構成大学の学長及び所長で構成する。

- 2 代表者会議は、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。
  - (1) コンソーシアムの運営に関する重要事項
  - (2) 構成大学の入退会に関する事。
  - (3) 会長、副会長及び監事の選出に関する事。
- 3 代表者会議に議長を置き、会長をもって充てる。
- 4 議長は、代表者会議を招集し、主宰する。
- 5 代表者会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 やむを得ず代表者会議に出席できない委員は、予め通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した委員は第5項の規定については出席したものとみなす。
- 8 代表者会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第7条 コンソーシアムに、事業運営のため運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 コンソーシアムに事務局を置き、事務を処理する。

(会計)

第9条 コンソーシアムの会計は、構成大学の会費、負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てることとし、その内容は代表者会議で協議・決定する。

- 2 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 監事は経理について年1回の監査を行う。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃については、代表者会議で審議・決定する。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、代表者会議が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年2月28日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初に任命される第5条第1項に定める会長、副会長及び監事の任期は、同条第3号の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表

<大学コンソーシアムえひめ構成大学>

(大学名)	(代表者)	(設置法人)
今治明德短期大学	学 長	学校法人今治明德学園
愛媛県立医療技術大学	学 長	公立大学法人愛媛県立医療技術大学
愛媛大学	学 長	国立大学法人愛媛大学
聖カタリナ大学	学 長	学校法人聖カタリナ学園
聖カタリナ大学短期大学部	学 長	
人間環境大学総合心理学部	学 長	学校法人河原学園
放送大学愛媛学習センター	所 長	放送大学学園
松山東雲女子大学	学 長	学校法人松山東雲学園
松山東雲短期大学	学 長	
松山大学	学 長	学校法人松山大学
松山短期大学	学 長	

(50音順)